

2021年春の栃木県農作業安全確認運動実施要領

令和3(2021)年3月 栃木県農政部

1 目的

農作業の安全確保は農業経営の基本であるが、本県では農作業による死亡事故が毎年発生し、過去10年間に70名もの尊い命が失われている状況にある。死亡事故原因別では、全体の約1/3が乗用型トラクタによるもので、年齢別では約8割が65歳以上の高齢農業者である。

また、農業機械作業による死亡事故が多発している状態が継続していることから、特に死亡事故の発生割合が高い乗用型農業機械の作業におけるシートベルト・ヘルメットの着用徹底など、農業機械作業の安全対策を見直す運動を全国的に展開することとしている。

このため、田植え等の農繁期を迎えるにあたり、転落・転倒事故の多い乗用型トラクタや歩行型トラクタ(耕うん機)による事故防止に重点をおき、高齢農業者の事故防止と、万一の事故に備えた労災保険の加入促進を図るため、春の農作業安全確認運動を実施する。

2 運動期間

令和3(2021)年4月1日(木)から6月30日(水)までの3か月間

3 推進事項

(1) 乗用型トラクタによる事故防止

- ア 安全キャブ・フレーム等の効果を高めるためのシートベルトとヘルメットの着用
- イ 作業終了後、ほ場を出る際は、昇降路の手前での一旦停止、ブレーキの連結ロック
- ウ 夕方から夜間走行時の追突防止及び公道走行に備え灯光器類の装着、点検

(2) 歩行型トラクタ(耕うん機)による事故防止

- ア バック時には、必ず振り返って後方と足元の安全確認

(3) 高齢農業者の事故防止

- ア 複数人での作業を心がけ、一人で作業を行う場合は携帯電話を所持
- イ こまめな休憩など、余裕を持った作業
- ウ 講習会で知識・技術を習得(特に、新たに機械を導入した場合)

(4) 熱中症予防

- ア こまめな休憩、水分補給
- イ 機能性の高い作業ウェアなど熱中症予防グッズの活用やアプリによる注意喚起

(5) 安全意識の向上

- ア 作業者への、家族や仲間からの「声かけ」(注意喚起)実施
- イ 事故に備えた服装での作業(ヘルメット、安全靴等)

(6) 万一の事故に備えた労災保険の加入促進

4 推進方法

(1) 農作業安全講習会等の実施

栃木県農作業安全対策推進協議会^{注1}等と連携し、農作業安全講習会等を実施する。

(2) 話題提供やチラシ等による啓発

農業者が集まるあらゆる機会をとらえ、農作業安全の話題提供やチラシ^{注2}の配布、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」等の活用により、安全意識の向上を図る。

(3) GAP(農業生産工程管理)の周知

GAPの周知を通じて農作業安全対策の推進を図る。

(4) ステッカー^{注3}による注意喚起

農業者に日常から農作業事故防止の重要性を意識してもらうため、トラクタ等に貼付できるステッカーを配布する。

(5) ホームページやマスメディアを活用した啓発

県ホームページや広報番組等により、農作業安全対策について啓発を図る。

注1 構成員は、栃木県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、全国共済農業協同組合連合会栃木県本部、栃木県農業共済組合、栃木県農業機械商業協同組合、栃木県農業機械士会、栃木県

注2 チラシ等は、県ホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/nousagyouanzen.html>)からダウンロードして御活用願います。

注3 農林水産省作成の「農作業安全ステッカー」を配布